**令和４年度（2022年度）熊本県障がい者優先調達推進方針の概要**

**【趣　旨】**

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（ 以下「障害者優先調達推進法」という。）」第９条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的に、令和３年度（2021年度）熊本県障がい者優先調達推進方針（以下「方針」という。）を定める。

**国・独立行政法人**

**地方公共団体等**

**各省庁・独立行政法人等　調達方針**

**基本方針**

**優先調達推進法**

**平成２５年４月１日施行**

**都道府県・市町村　調達方針**

**+**

**【第４期熊本県工賃向上３か年計画に基づく施策】（R3策定）**

○工賃向上研修会の開催（施設等管理者、職員対象）

○施設等へのアドバイザーの派遣

○県庁舎内での商品展示・商談会の開催

○大型ショッピングセンター等での販売会の開催等販売機会の創設

○共同受発注制度の推進　農福連携、商福連携の推進

**【熊本県調達方針】**

○実績等を勘案した調達目標の設定など計画的な発注を実践

○施設等との情報交換を密に行い、更に、共同受注窓口組織と連携した発注の推進

○施設等が提供可能な物品等の情報提供を行うなど全庁的な調達を推進

○市町村と連携し全県的な発注を推進　市町村の取組を支援

○県民、企業への啓発等による民間調達の促進

**【令和４年度（2022年度）目標】**

**令和３年度（2021年度）調達実績額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年度（2021年度）実績**

**を上回ることを目標とし、全ての所属で調達に努めるものとする。**

平成２４年度５，８７２千円

**ＵＰ**

施設等の仕事の確保・経営基盤強化

**工賃向上等就労による経済的な基盤の確立**

**→　障がいのある人の自立促進**

５　調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

（１）物品

・事務用品・書籍

・食料品・飲料品

・小物雑貨

・その他の物品

（２）役務

・印刷

・クリーニング

・清掃・施設管理

・情報処理・テープ起こし

・その他のサービス・役務

５　調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

（１）物品

・事務用品・書籍

・食料品・飲料品

・小物雑貨

・その他の物品

（２）役務

・印刷

・クリーニング

・清掃・施設管理

・情報処理・テープ起こし

・その他のサービス・役務